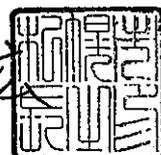


札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月 24 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第25号

札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条中「当該精神障害者」の次に「及びその家族等（法第5条第2項に規定する家族等をいう。次条において同じ。）であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったもの」を加える。
- (2) 第7条中「当該精神障害者」の次に「及びその家族等であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったもの」を加える。
- (3) 第18条第1項中「第3項」を「第2項」に改める。
- (4) 第19条中「第3項」を「第2項」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に改める。
- (5) 様式3注中「第33条第2項」を「第5条第2項」に改める。
- (6) 様式5を次のように改める。

(表)
措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

札幌市長

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に係る行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

(裏)

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、札幌市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

(札幌市担当課連絡先記載欄)

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(7) 様式20中「第33条第3項」を「第33条第2項」に、

「

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ① 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③ 精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 未成年者

を

「

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ① 本人と訴訟をした者又は本人と訴訟をした者の配偶者若しくは直系血族
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③ 本人に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等）を行っている者
- ④ 精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑤ 未成年者

に

改める。

(8) 様式21中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、

「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

(9) 様式22中「第3項及び第4項」を「第2項及び第3項」に改める。

(10) 様式26中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、

「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

(11) 様式27中「第33条第1項・第3項」を「第33条第1項・第2項」に、

「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

(12) 様式27の2中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、

「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、施行日以後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院について適用し、施行日前の同法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院については、なお従前の例による。